

公益社団法人北海道看護協会ソーシャルメディア（SNS）運用規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人北海道看護協会（以下、「本会」という）が本会及び関連する情報を、本会会員及び一般に発信するために利用するソーシャルメディアの運用を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本会のソーシャルメディア公式アカウントは、本会及び本会に関連する情報を発信することにより、本会会員に対し、速報性、効率性を活かした情報の発信を行い、広く一般に対し、本会活動に対する認知度を高めるものとする。

（アカウント情報）

第3条 本会の公式アカウントは次のものをいう。

LINE：北海道看護協会 LINE 公式アカウント

（運用方法）

第4条 公式アカウントは、情報発信のみを行うものとし、個別の返信及び問い合わせは受け付けない。

2 意見・問い合わせ等は本会ホームページの「お問い合わせ」（<https://www.hkna.or.jp/contact/>）において受け付ける。

3 発信する情報は次のものとする。

- (1)会員に対する特典や諸手続きに関する情報提供
- (2)本会ホームページに掲載のお知らせ
- (3)本会広報誌や本会に関連するメディア掲載情報
- (4)本会が開催する研修や交流会等の情報
- (5)広く一般に向けた本会活動の周知
- (6)看護職の求人情報
- (7)その他本会が必要と認める情報

4 平時と異なる対応が必要とされる緊急時の場合は、国民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関並びに地方公共団体、外国の政府機関等の発信する関連情報についても、必要に応じてフォロー及びリポスト等を行う。

（禁止事項）

第5条 次に掲げる事項に該当し、または、その恐れがあると本会が判断した場合には、事前の予告なく情報の削除、非表示や利用者アカウントのブロック等の措置を講じることがある。尚、本会はこの場合の責任は一切負わない。

- (1)公式アカウントの運営を妨げる行為
- (2)本会または他の利用者、そのほか第三者に対して迷惑や不利益または損害を与える行為
- (3)本会または他の利用者、そのほか第三者の商標権、著作権そのほかの知的財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為
- (4)本人の承諾なく他の利用者、そのほか第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- (5)法律、法令等に違反または違反の恐れがある内容

- (6)虚偽、名誉棄損、誹謗中傷に該当する内容
- (7)犯罪行為に結び付く行為
- (8)本会の活動と無関係な広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容、ただし本会が会員特典として提携している企業等の会員向け情報は除く
- (9)SNS等を運営する事業者が禁止している行為
- (10)その他、本会が公式アカウントの運営上相応しくないと判断されるもの

(著作権)

第6条 公式アカウントに掲載している情報（テキスト、画像等）に関する著作権は本会および本会以外の原作者に帰属する。ただし、以下の場合を除き無断で複製、転用することはできない。

- (1)私的使用のための複製や引用などの著作権法上認められた場合
- (2)ソーシャルメディア上でシェアなどの機能を利用する場合

(免責事項)

第7条 本会は、利用者が公式アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより、利用者または第三者が被った損害について一切責任を負わない。

- 2 本会は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブル、ソーシャルメディア等に関するバグ、サービス停止等により利用者または第三者に生じた損害について一切責任を負わない。
- 3 本会は、上記以外のソーシャルメディアに関連する事項に起因、関連して生じたいかなる損害、問題について一切責任を負わない。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を得て変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年9月1日から施行する。